

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

川場村は、群馬県利根地域の中心沼田市の北へ約10kmの武尊山の南麓に位置している。村域の北側は、武尊山をはじめ、日光連山、谷川岳等の山々が連なっている。村の面積は、85.25平方キロメートル、人口約3,300人で、総面積の86.5%が森林、うち58%が国有林で占められており、耕地はわずか7%にとどまるが、武尊山を中心に大自然が残っている。

本村への交通事情は、昭和57年に上越新幹線、昭和60年の関越自動車道の開通により首都圏との時間的距離が一気に短縮され、大幅に改善された。また、その後の高速道路網等の整備により、その他の地域への交通も大幅に改善されている。

産業構造は、事業所数で見ると卸売業・小売業、宿泊業、飲食サービス業、建設業の割合が多くなっており、そのほとんどが中小企業である。そのため所得水準においては、県内でも低いところに位置しており、少子高齢化対策や定住促進等の事業が急務となっている。

また、こうした事業所の多くは、設備等の更新が進んでいない状態で、生産年齢人口の割合も低いことから、生産性を抜本的に向上させることが喫緊の課題である。

川場村では、中小企業基本法の本旨に基づき、経営の合理化、環境整備、工場等の共同化及び集団化等を促進し、商工業の振興と地域社会の発展に資すること目的として、様々な事業を実施している。さらに、平成21年3月には、企業誘致の促進及び雇用機会の増大を図り、産業の振興及び村民生活の安定向上に資することを目的として、川場村企業誘致奨励金交付条例を制定し、村内に設置した事業所に係る土地、建物及び償却資産に対して賦課される固定資産税に相当する額を初年から3年間交付する村独自の優遇措置などを講じている。

このような状況もと、川場村では中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、下記の目標を実現することを目指すこととする。

(2) 目標

川場村は、認定支援機関をはじめとする支援団体との連携を図り、先端設備やIT技術等の導入により中小企業者の生産性向上を促し、村内の中小企業の経営基盤の強化及び経営の継続的な発展を図るため、年2件の先端設備等導入基本計画の設定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

川場村では、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

川場村の産業は、木材業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が本村の経済、雇用を支えているため、これらの業種で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

川場村の産業は、村の中心部から山間部まで広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

川場村における産業構造は、事業所数では卸売業・小売業、宿泊業、飲食サービス業、建設業の割合が多くなっており、多種多様な産業が村の経済を支えている。

これら多くの産業で事業者の労働生産性の向上を実現するため、本計画において対象とする業種・事業は、全業種、全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取り組みについては、先端設備等導入計画の認定の対象と

しない。

・公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

・先端設備等導入計画が認定された中小企業者は、村が必要とした際には計画の進捗状況を報告することとする。

・村税を滞納している者は、対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。